

項目	内容	施行期日	該当条文																																																																		
<p>(1) 特別区たばこ税の税率の引上げ等</p>	<p>税率：円/1,000本当たり</p> <table border="1" data-bbox="1308 296 2270 611"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実施時期等</th> <th rowspan="2">合計</th> <th colspan="2">道府県たばこ税</th> <th rowspan="2">(参考) 国たばこ税 (たばこ特別税含む。)</th> </tr> <tr> <th>道</th> <th>府</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5"><製造たばこ(旧3級品を除く。)></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">改正後</td> <td>現行</td> <td>6,122円</td> <td>860円</td> <td>5,262円</td> <td>6,122円</td> </tr> <tr> <td>平成30年10月1日</td> <td>6,622円</td> <td>930円</td> <td>5,692円</td> <td>6,622円</td> </tr> <tr> <td>平成32年10月1日</td> <td>7,122円</td> <td>1,000円</td> <td>6,122円</td> <td>7,122円</td> </tr> <tr> <td>平成33年10月1日</td> <td>7,622円</td> <td>1,070円</td> <td>6,552円</td> <td>7,622円</td> </tr> <tr> <td colspan="5"><旧3級品> ※ 旧3級品とは、わかば、エコー、ゴール デンバット、しんせい、うるまおよびグレイオレットの6銘柄をいう。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">改正後</td> <td>現行</td> <td>平成30年4月1日～平成31年3月31日</td> <td>4,656円</td> <td>656円</td> <td>4,000円</td> <td>4,656円</td> </tr> <tr> <td>平成31年4月1日～</td> <td>6,122円</td> <td>860円</td> <td>5,262円</td> <td>6,122円</td> </tr> <tr> <td>平成30年4月1日～平成31年9月30日</td> <td>4,656円</td> <td>656円</td> <td>4,000円</td> <td>4,656円</td> </tr> <tr> <td>平成31年10月1日～</td> <td>6,622円</td> <td>930円</td> <td>5,692円</td> <td>6,622円</td> </tr> </tbody> </table> <p><税率引上げに伴う手持品課税の実施> 旧税率で仕入れた製造たばこを、新税率引上げ後の価格で販売することによる不当利得の防止のため実施する。</p>	実施時期等	合計	道府県たばこ税		(参考) 国たばこ税 (たばこ特別税含む。)	道	府	<製造たばこ(旧3級品を除く。)>					改正後	現行	6,122円	860円	5,262円	6,122円	平成30年10月1日	6,622円	930円	5,692円	6,622円	平成32年10月1日	7,122円	1,000円	6,122円	7,122円	平成33年10月1日	7,622円	1,070円	6,552円	7,622円	<旧3級品> ※ 旧3級品とは、わかば、エコー、ゴール デンバット、しんせい、うるまおよびグレイオレットの6銘柄をいう。					改正後	現行	平成30年4月1日～平成31年3月31日	4,656円	656円	4,000円	4,656円	平成31年4月1日～	6,122円	860円	5,262円	6,122円	平成30年4月1日～平成31年9月30日	4,656円	656円	4,000円	4,656円	平成31年10月1日～	6,622円	930円	5,692円	6,622円	<p>①について 段階的に ・平成30年10月1日 ・平成32年10月1日 ・平成33年10月1日</p> <p>②について ・公布の日</p>	<p>第50条</p>						
実施時期等	合計			道府県たばこ税			(参考) 国たばこ税 (たばこ特別税含む。)																																																														
		道	府																																																																		
<製造たばこ(旧3級品を除く。)>																																																																					
改正後	現行	6,122円	860円	5,262円	6,122円																																																																
	平成30年10月1日	6,622円	930円	5,692円	6,622円																																																																
	平成32年10月1日	7,122円	1,000円	6,122円	7,122円																																																																
	平成33年10月1日	7,622円	1,070円	6,552円	7,622円																																																																
<旧3級品> ※ 旧3級品とは、わかば、エコー、ゴール デンバット、しんせい、うるまおよびグレイオレットの6銘柄をいう。																																																																					
改正後	現行	平成30年4月1日～平成31年3月31日	4,656円	656円	4,000円	4,656円																																																															
	平成31年4月1日～	6,122円	860円	5,262円	6,122円																																																																
	平成30年4月1日～平成31年9月30日	4,656円	656円	4,000円	4,656円																																																																
	平成31年10月1日～	6,622円	930円	5,692円	6,622円																																																																
<p>(2) 加熱式たばこの課税方式の見直し</p>	<p>① 喫煙用の製造たばこの課税区分として、新たに「加熱式たばこ」を新設する。</p> <p>② 紙巻たばこの本数への換算方法について、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方式とすることとし、平成30年10月1日から段階的に実施する。</p> <p>※ 現行では、加熱式たばこは、「パイプたばこ」に分類され、巻紙フィルター・葉たばこ1gを紙巻たばこ1本に換算して課税されている。</p> <div data-bbox="1308 682 2270 1039"> <p>新課税方式</p> <p>換算方法の段階的移行</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>現行の換算方法</th> <th>改正後の換算方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>現行</td> <td>現行の換算方法×1.0</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>平成30年10月1日～平成31年9月30日</td> <td>現行</td> <td>現行の換算方法×0.8</td> <td>新換算本数×0.2</td> </tr> <tr> <td>平成31年10月1日～平成32年9月30日</td> <td>現行</td> <td>現行の換算方法×0.6</td> <td>新換算本数×0.4</td> </tr> <tr> <td>平成32年10月1日～平成33年9月30日</td> <td>現行</td> <td>現行の換算方法×0.4</td> <td>新換算本数×0.6</td> </tr> <tr> <td>平成33年10月1日～平成34年9月30日</td> <td>現行</td> <td>現行の換算方法×0.2</td> <td>新換算本数×0.8</td> </tr> <tr> <td>平成34年10月1日～</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>新換算本数×1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>「重量」と「価格」の要素は、1:1の比率で紙巻たばこに換算</p> <p>※ 新課税方式については、平成30年10月1日から実施し、5年間で段階的に移行する。経過期間中の課税標準は、新課税方式による紙巻たばこへの換算を1/5ずつ増やしていくこととする。</p> </div>		現行	現行の換算方法	改正後の換算方法	現行	現行	現行の換算方法×1.0	-	平成30年10月1日～平成31年9月30日	現行	現行の換算方法×0.8	新換算本数×0.2	平成31年10月1日～平成32年9月30日	現行	現行の換算方法×0.6	新換算本数×0.4	平成32年10月1日～平成33年9月30日	現行	現行の換算方法×0.4	新換算本数×0.6	平成33年10月1日～平成34年9月30日	現行	現行の換算方法×0.2	新換算本数×0.8	平成34年10月1日～	-	-	新換算本数×1.0	<p>①について ・平成30年10月1日</p> <p>②について 段階的に ・平成30年10月1日 ・平成31年10月1日 ・平成32年10月1日 ・平成33年10月1日 ・平成34年10月1日</p>	<p>第47条 第48条の2 第49条</p>																																						
	現行	現行の換算方法	改正後の換算方法																																																																		
現行	現行	現行の換算方法×1.0	-																																																																		
平成30年10月1日～平成31年9月30日	現行	現行の換算方法×0.8	新換算本数×0.2																																																																		
平成31年10月1日～平成32年9月30日	現行	現行の換算方法×0.6	新換算本数×0.4																																																																		
平成32年10月1日～平成33年9月30日	現行	現行の換算方法×0.4	新換算本数×0.6																																																																		
平成33年10月1日～平成34年9月30日	現行	現行の換算方法×0.2	新換算本数×0.8																																																																		
平成34年10月1日～	-	-	新換算本数×1.0																																																																		
<p>(3) 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替に伴う調整</p>	<p>給与所得控除・公的年金等控除※について10万円引き下げ、これを基礎控除に振り替えることに伴い、以下のとおり所要の調整を行う。</p> <p>ア 障害者、未成年者、寡婦または寡夫に対する特別区民税所得割の非課税措置に係る前年の合計所得金額要件を125万円以下から135万円以下に引き上げる。</p> <p>イ 特別区民税均等割の非課税措置に係る前年の合計所得金額要件を、35万円にその者の同一生計配偶者および扶養親族の数に1を加えた数に multiplying 得た金額に、10万円を加えた金額以下とする。</p> <p>※参考(現行) 給与所得控除額 計算式) 収入金額360万円超660万円以下⇒収入金額×20%+54万円 公的年金等控除額(65歳以上の者) 計算式) 収入金額330万円以上410万円未満⇒収入金額×25%+37万5千円</p> <div data-bbox="1308 1060 2270 1407"> <p>給与所得控除等から基礎控除への振替(イメージ)</p> <p>個人住民税の基礎控除額 33万円⇒43万円</p> </div>	<p>・平成33年1月1日</p>	<p>第10条</p>																																																																		
<p>(4) 基礎控除の見直し</p>	<p>① 前年の合計所得金額が2,400万円(給与収入2,595万円)超の納税義務者に係る基礎控除について、その控除額が合計所得金額に応じて運減・消失するものとする。</p> <p>② 前年の合計所得金額が2,500万円(給与収入2,695万円)超の納税義務者について、基礎控除が消失することに伴い、調整控除を適用しないこととする。なお、合計所得金額2,500万円以下の納税義務者については、従来どおり。</p> <p>※調整控除・・・税源移譲に伴い生じる所得税と個人住民税の人的控除差に起因する負担増を調整するため、所得割額から一定の金額を控除するもの。</p> <div data-bbox="1308 1428 2270 1743"> <p>基礎控除額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">合計所得金額</th> <th colspan="2">基礎控除額</th> </tr> <tr> <th>個人住民税</th> <th>(参考) 所得税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> <td>48万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超</td> <td>29万円</td> <td>32万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円以下</td> <td>29万円</td> <td>32万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超</td> <td>15万円</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円以下</td> <td>適用なし</td> <td>適用なし</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超え</td> <td>適用なし</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>運減・消失↓</p> <p>(参考) 【個人住民税と所得税の人的控除差】 (単位:万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基礎控除</th> <th>個人住民税</th> <th>所得税</th> <th>控除差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者控除</td> <td>合計所得金額900万円以下</td> <td>33</td> <td>38</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配偶者控除</td> <td>900万円超～950万円以下</td> <td>22</td> <td>26</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>950万円超～1,000万円以下</td> <td>11</td> <td>13</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>扶養控除(一般)</td> <td>33</td> <td>38</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>扶養控除(特定)</td> <td>45</td> <td>63</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>障害者控除</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>寡婦控除</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>寡夫控除</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>勤労学生控除</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> </div>	合計所得金額	基礎控除額		個人住民税	(参考) 所得税	2,400万円以下	43万円	48万円	2,400万円超	29万円	32万円	2,450万円以下	29万円	32万円	2,450万円超	15万円	16万円	2,500万円以下	適用なし	適用なし	2,500万円超え	適用なし	適用なし		基礎控除	個人住民税	所得税	控除差	配偶者控除	合計所得金額900万円以下	33	38	5	配偶者控除	900万円超～950万円以下	22	26	4	950万円超～1,000万円以下	11	13	2	扶養控除(一般)	33	38	5	扶養控除(特定)	45	63	18	障害者控除	26	27	1	寡婦控除	26	27	1	寡夫控除	26	27	1	勤労学生控除	26	27	1	<p>・平成33年1月1日</p>	<p>第17条 第19条</p>
合計所得金額	基礎控除額																																																																				
	個人住民税	(参考) 所得税																																																																			
2,400万円以下	43万円	48万円																																																																			
2,400万円超	29万円	32万円																																																																			
2,450万円以下	29万円	32万円																																																																			
2,450万円超	15万円	16万円																																																																			
2,500万円以下	適用なし	適用なし																																																																			
2,500万円超え	適用なし	適用なし																																																																			
	基礎控除	個人住民税	所得税	控除差																																																																	
配偶者控除	合計所得金額900万円以下	33	38	5																																																																	
配偶者控除	900万円超～950万円以下	22	26	4																																																																	
	950万円超～1,000万円以下	11	13	2																																																																	
扶養控除(一般)	33	38	5																																																																		
扶養控除(特定)	45	63	18																																																																		
障害者控除	26	27	1																																																																		
寡婦控除	26	27	1																																																																		
寡夫控除	26	27	1																																																																		
勤労学生控除	26	27	1																																																																		
<p>(5) 軽自動車税の環境性能割に係る非課税の特例</p>	<p>都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収を行う間、課税実務上の混乱を来すことを避けるため、軽自動車税の環境性能割に係る非課税に関する取扱いを、自動車税の環境性能割に係る非課税に関する取扱いと同様にする。</p> <p>※今回の改正は地方税法制定附則第29条の10第2項に基づく協議の結果によるもの。</p> <div data-bbox="1308 1774 2270 2037"> <p>この改正により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 巡回診療の用に供するもの ② 患者輸送の用に供するもの ③ 血液事業の用に供するもの ④ 救護資材の運搬の用に供するもの ⑤ その他知事が必要と認めるもの <p>についても非課税の対象となる。</p> <p>※区では品川区特別区税条例第37条の2の規定により、救急用のもののみに対し非課税の対象としている。</p> </div>	<p>・公布の日</p>	<p>改正付則第10条</p>																																																																		

新旧対照表

○ 品川区特別区税条例

新	旧
<p style="text-align: center;">【第1条による改正】</p> <p>(特別区民税の納税義務者)</p> <p>第9条 特別区民税(以下「区民税」という。)は、第1号の者に対しては均等割額および所得割額の合算額により、第2号の者に対しては均等割額により課する。</p> <p>(1) 区内に住所を有する個人</p> <p>(2) 区内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で区内に住所を有しない者 (区民税の非課税の範囲)</p> <p>第10条 次の各号のいずれかに該当する者(法の施行地に住所を有しない者を除く。)に対しては区民税(第2号に該当する者にあつては、第36条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税にかかる所得割」という。))を除く。)を課さない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦または寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者および扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者または扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(所得控除)</p> <p>第17条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項および第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額または扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者について</p>	<p style="text-align: center;">【第1条による改正】</p> <p>(特別区民税の納税義務者)</p> <p>第9条 特別区民税(以下「区民税」という。)は、第1号の者に対しては均等割額および所得割額の合算額によつて、第2号の者に対しては均等割額によつて課する。</p> <p>(1) 区内に住所を有する個人</p> <p>(2) 区内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で区内に住所を有しない者 (区民税の非課税の範囲)</p> <p>第10条 次の各号のいずれかに該当する者(法の施行地に住所を有しない者を除く。)に対しては区民税(第2号に該当する者にあつては、第36条の2の規定によつて課する所得割(以下「分離課税にかかる所得割」という。))を除く。)を課さない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦または寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の控除対象配偶者および扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者または扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(所得控除)</p> <p>第17条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかまたは同条第2項に掲げる者に該当する場合においては、同条第1項から第12項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額または基礎控除額をその者の前年の所得について算定した総所得</p>

新	旧
<p><u>ては、同条第2項、第7項および第12項の規定により基礎控除額をそれぞれ</u> その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額または山林 所得金額から控除する。</p>	<p>金額、退職所得金額または山林所得金額から控除する。</p>
<p>(調整控除)</p>	<p>(調整控除)</p>
<p>第19条 <u>前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者</u>につ いては、その者の第18条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場 合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。</p>	<p>第19条 <u>所得割の納税義務者</u>については、その者の第18条の規定による所得割 の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控 除する。</p>
<p>(1) 当該納税義務者の第18条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職 所得金額および課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課 税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうち いずれか少ない金額の100分の3に相当する金額</p>	<p>(1) 当該納税義務者の第18条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職 所得金額および課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課 税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうち いずれか少ない金額の100分の3に相当する金額</p>
<p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げ る者に該当する場合 <u>には</u>、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金 額を合算した金額を加算した金額</p>	<p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げ る者に該当する場合 <u>においては</u>、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲 げる金額を合算した金額を加算した金額</p>
<p>イ 当該納税義務者の合計課税所得金額</p>	<p>イ 当該納税義務者の合計課税所得金額</p>
<p>(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲 げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る 場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額</p>	<p>(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲 げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る 場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額</p>
<p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げ る者に該当する場合 <u>には</u>、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金 額を合算した金額を加算した金額</p>	<p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げ る者に該当する場合 <u>においては</u>、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲 げる金額を合算した金額を加算した金額</p>
<p>イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円を控除した金額</p>	<p>イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円を控除した金額</p>
<p>(区民税の申告等)</p>	<p>(区民税の申告等)</p>
<p>第23条 第9条第1号 <u>に掲げる者</u>は、3月15日までに、規則で定める申告書を 区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項または第4項 の規定 <u>により</u> 給与支払報告書または公的年金等支払報告書を提出する義務が ある者から1月1日現在において給与または公的年金等の支払を受けている 者で前年中において給与所得以外の所得または公的年金等に係る所得以外の 所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた 者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規 模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生 控除額、配偶者特別控除額 <u>(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する 源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)</u> もしくは法第314条の2第5項に規</p>	<p>第23条 第9条第1号 <u>の者</u>は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に 提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項または第4項の規定 <u>によつて</u> 給与支払報告書または公的年金等支払報告書を提出する義務がある 者から1月1日現在において給与または公的年金等の支払を受けている者で 前年中において給与所得以外の所得または公的年金等に係る所得以外の所得 を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で 社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企 業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除 額、配偶者特別控除額もしくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の 控除またはこれらと併せて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313</p>

新	旧
<p>定する扶養控除額の控除またはこれらと併せて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除もしくは第19条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）および第10条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を区長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額および扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）は規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。</p> <p>(第3項省略)</p> <p>4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者（第1項または前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除または寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。</p> <p>5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失または雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を区長に提出することができる。</p> <p>6 区長は、区民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第9条第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項もしくは第3項の規定により前年の給与所得もしくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付される者または同条第4項ただし書の規定により給与所得もしくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができる者に、当該源泉徴収票またはその写しを提出させることができる。</p> <p>7 区長は、区民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第9条第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、区内に有する事務所、事業所または家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。</p>	<p>条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除もしくは第19条の2の規定によつて控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）および第10条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定によつて申告書を区長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額および扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）は規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。</p> <p>(第3項省略)</p> <p>4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者（第1項または前項の規定によつて第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除または寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。</p> <p>5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定によつて第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失または雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、第1項の申告書を区長に提出することができる。</p> <p>6 区長は、区民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第9条第1号の者のうち所得税法第226条第1項もしくは第3項の規定により前年の給与所得もしくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付される者または同条第4項ただし書の規定により給与所得もしくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができる者に、当該源泉徴収票またはその写しを提出させることができる。</p> <p>7 第9条第2号の者は、3月15日までに、賦課期日現在において、区内に有する事務所、事業所または家屋敷の所在その他区長が必要と認める事項を申告しなければならない。</p>

新	旧
<p>(年金所得に係る特別徴収義務者の指定)</p> <p>第35条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者(次条第1項において「年金保険者」という。)とする。</p> <p>(年金所得に係る仮特別徴収税額等)</p> <p>第35条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の区民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第32条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額(当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。)をいう。次条第2項において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(第2項省略)</p>	<p>(年金所得に係る特別徴収義務者の指定)</p> <p>第35条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者(以下この節において「年金保険者」という。)とする。</p> <p>(年金所得に係る仮特別徴収税額等)</p> <p>第35条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の区民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第32条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額(当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。)をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(第2項省略)</p>
<p>3 第35条の3および前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第35条の3中「前条第1項」とあるのは「第35条の5第1項」と、<u>「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と</u>、前条第1項および第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 第35条の3および前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第35条の3中「前条第1項」とあるのは「第35条の5第1項」と、前条第1項および第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。</p>

新	旧
<p>(特別徴収税額の納入の義務)</p> <p>第36条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、施行規則第5号の8様式または施行規則<u>第2条第4項ただし書</u>の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を区長に提出し、およびその納入金を納入しなければならない。</p>	<p>(特別徴収税額の納入の義務)</p> <p>第36条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、施行規則第5号の8様式または施行規則<u>第2条第2項ただし書</u>の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を区長に提出し、およびその納入金を納入しなければならない。</p>
<p><u>(製造たばこの区分)</u></p> <p><u>第47条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>喫煙用の製造たばこ</u></p> <p>ア <u>紙巻たばこ</u></p> <p>イ <u>葉巻たばこ</u></p> <p>ウ <u>パイプたばこ</u></p> <p>エ <u>刻みたばこ</u></p> <p>オ <u>加熱式たばこ</u></p> <p>(2) <u>かみ用の製造たばこ</u></p> <p>(3) <u>かぎ用の製造たばこ</u></p>	
<p>(特別区たばこ税の納税義務者等)</p> <p><u>第47条の2</u> (第1項省略)</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(第48条省略)</p> <p><u>(製造たばことみなす場合)</u></p>	<p>(特別区たばこ税の納税義務者等)</p> <p><u>第47条</u> (第1項省略)</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(第48条省略)</p>
<p><u>第48条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したものを会社または特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等または引渡しがされたものおよび輸入されたものに限る。以下この条および次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合</u></p>	

新	旧																												
<p><u>において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</u></p>																													
<p>(たばこ税の課税標準)</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p>																												
<p>第49条 たばこ税の課税標準は、<u>第47条の2第1項</u>の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等<u>(以下この条および第51条の3において「売渡し等」という。)</u>に係る製造たばこの本数とする。</p>	<p>第49条 たばこ税の課税標準は、<u>第47条第1項</u>の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等に係る製造たばこの本数とする。</p>																												
<p>2 前項の製造たばこ<u>(加熱式たばこを除く。)</u>の本数は、<u>紙巻たばこ</u>の本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ<u>同表の右欄</u>に定める重量をもつて<u>紙巻たばこ</u>の1本に換算するものとする。</p>	<p>2 前項の製造たばこの本数は、<u>喫煙用の紙巻たばこ</u>の本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ<u>当該右欄</u>に定める重量をもつて<u>喫煙用の紙巻たばこ</u>の1本に換算するものとする。<u>この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。</u></p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 喫煙用の製造たばこ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア <u>葉巻たばこ</u></td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>イ <u>パイプたばこ</u></td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>ウ 刻みたばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> <tr> <td>2 かみ用の製造たばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> <tr> <td>3 かぎ用の製造たばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> </tbody> </table>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		ア <u>葉巻たばこ</u>	1グラム	イ <u>パイプたばこ</u>	1グラム	ウ 刻みたばこ	2グラム	2 かみ用の製造たばこ	2グラム	3 かぎ用の製造たばこ	2グラム	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 喫煙用の製造たばこ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア <u>パイプたばこ</u></td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>イ <u>葉巻たばこ</u></td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>ウ 刻みたばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> <tr> <td>2 かみ用の製造たばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> <tr> <td>3 かぎ用の製造たばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> </tbody> </table>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		ア <u>パイプたばこ</u>	1グラム	イ <u>葉巻たばこ</u>	1グラム	ウ 刻みたばこ	2グラム	2 かみ用の製造たばこ	2グラム	3 かぎ用の製造たばこ	2グラム
区分	重量																												
1 喫煙用の製造たばこ																													
ア <u>葉巻たばこ</u>	1グラム																												
イ <u>パイプたばこ</u>	1グラム																												
ウ 刻みたばこ	2グラム																												
2 かみ用の製造たばこ	2グラム																												
3 かぎ用の製造たばこ	2グラム																												
区分	重量																												
1 喫煙用の製造たばこ																													
ア <u>パイプたばこ</u>	1グラム																												
イ <u>葉巻たばこ</u>	1グラム																												
ウ 刻みたばこ	2グラム																												
2 かみ用の製造たばこ	2グラム																												
3 かぎ用の製造たばこ	2グラム																												
<p>3 <u>加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</u></p>																													
<p>(1) <u>加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)</u>の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法</p>																													
<p>(2) <u>加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。)</u>の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p>																													
<p>(3) <u>次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の</u></p>																													

新	旧
<p><u>税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率および法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</u></p> <p><u>ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項または第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額および法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）</u></p> <p><u>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロおよび第4項の規定の例により算定した金額</u></p> <p><u>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合または第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第47条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p><u>5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p><u>6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量または前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号アまたはイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号アまたはイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p><u>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額または紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p>	<p><u>3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を本数に換算する場合の計算は、第47条第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p><u>4 前項の計算に関し、製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p>

新	旧
<p><u>9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。</u></p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第50条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,692円</u>とする。</p> <p>(たばこ税の課税免除)</p> <p>第51条 (第1項省略)</p> <p>(第2項省略)</p> <p>3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者もしくは消費者等に売渡しをし、または消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、<u>第47条の2</u>の規定を適用する。</p> <p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第51条の3 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における<u>売渡し等</u>に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)および当該課税標準数量に対するたばこ税額、第51条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額ならびに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を区長に提出し、およびその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第51条第2項に規定する書類および次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>(第2項から第5項まで省略)</p> <p>付 則</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る</p>	<p>(たばこ税の税率)</p> <p>第50条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,262円</u>とする。</p> <p>(たばこ税の課税免除)</p> <p>第51条 (第1項省略)</p> <p>(第2項省略)</p> <p>3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者もしくは消費者等に売渡しをし、または消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、<u>第47条</u>の規定を適用する。</p> <p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第51条の3 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における<u>第47条第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等</u>に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)および当該課税標準数量に対するたばこ税額、第51条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額ならびに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を区長に提出し、およびその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第51条第2項に規定する書類および次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>(第2項から第5項まで省略)</p> <p>付 則</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る</p>

新	旧
<p>区民税の課税の特例) 第11条 (第1項省略) (第2項省略)</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8または第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡または前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">【第2条による改正】</p> <p>(たばこ税の課税標準) 第49条 (第1項省略) (第2項省略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこに本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (第1号から第3号まで省略) (第3項から第10項まで省略)</p> <p style="text-align: center;">【第3条による改正】</p> <p>(たばこ税の課税標準) 第49条 (第1項省略) (第2項省略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこに本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (第1号および第2号省略)</p>	<p>区民税の課税の特例) 第11条 (第1項省略) (第2項省略)</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4または第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡または前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">【第2条による改正】</p> <p>(たばこ税の課税標準) 第49条 (第1項省略) (第2項省略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこに本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (第1号から第3号まで省略) (第3項から第10項まで省略)</p> <p style="text-align: center;">【第3条による改正】</p> <p>(たばこ税の課税標準) 第49条 (第1項省略) (第2項省略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこに本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (第1号および第2号省略)</p>

新	旧
<p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号) 附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率および法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法 (アおよびイ省略) (第4項から第10項まで省略) (たばこ税の税率) 第50条 たばこ税の税率は、1,000本につき 6,122円とする。</p>	<p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号) 附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率および法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法 (アおよびイ省略) (第4項から第10項まで省略) (たばこ税の税率) 第50条 たばこ税の税率は、1,000本につき 5,692円とする。</p>
<p>【第4条による改正】</p>	<p>【第4条による改正】</p>
<p>(たばこ税の課税標準) 第49条 (第1項省略) (第2項省略)</p>	<p>(たばこ税の課税標準) 第49条 (第1項省略) (第2項省略)</p>
<p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.2 を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.8 を乗じて計算した紙巻たばこに本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.8 を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (第1号および第2号省略)</p>	<p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.4 を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.6 を乗じて計算した紙巻たばこに本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.6 を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (第1号および第2号省略)</p>
<p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率および法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p>	<p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率および法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p>

新	旧
<p>(ア省略)</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法第10条第3項第2号ロおよび第4項の規定の例により算定した金額 (第4項から第10項まで省略)</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第50条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,552円</u>とする。</p>	<p>(ア省略)</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法 <u>(昭和59年法律第72号)</u> 第10条第3項第2号ロおよび第4項の規定の例により算定した金額 (第4項から第10項まで省略)</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第50条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,122円</u>とする。</p>
<p style="text-align: center;">【第5条による改正】</p>	<p style="text-align: center;">【第5条による改正】</p>
<p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第48条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したものを会社または特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費税等または引渡しがされたものおよび輸入されたものに限る。以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p>	<p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第48条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したものを会社または特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費税等または引渡しがされたものおよび輸入されたものに限る。以下この条 <u>および次条第3項第1号</u>において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p>
<p>(たばこ税の課税標準)</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p>
<p>第49条 (第1項省略)</p>	<p>第49条 (第1項省略)</p>
<p>(第2項省略)</p>	<p>(第2項省略)</p>
<p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>次</u>に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p><u>(1)</u> (省略)</p>	<p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>第1号</u>に掲げる方法により換算した<u>紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこに本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもつて紙たばこの1本に換算する方法</u></p> <p><u>(2)</u> (省略)</p>

新	旧
<p><u>(2)</u> (省略)</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第47条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 <u>第3項第1号</u>に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個あたりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 (第6項省略)</p> <p>7 <u>第3項第2号</u>に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号アまたはイに定める金額を紙巻たばこに本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごと1個当たりの同号アまたはイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの<u>第3項第2号ア</u>に定める金額または紙巻たばこ1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p><u>9</u> (省略)</p> <p><u>付 則</u> (<u>施行期日</u>)</p>	<p><u>(3)</u> (省略)</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合 <u>または第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合</u>における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第47条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 <u>第3項第2号</u>に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個あたりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 (第6項省略)</p> <p>7 <u>第3項第3号</u>に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号アまたはイに定める金額を紙巻たばこに本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごと1個当たりの同号アまたはイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの<u>第3項第3号ア</u>に定める金額または紙巻たばこ1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p><u>9 第3項各号に掲げる方法により、換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>10</u> (省略)</p>
<p><u>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p><u>(1) 第1条中品川区特別区税条例第47条を第47条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第48条の次に1条を加える改正規定ならびに同条例第49条から第51条までおよび第51条の3の改正規</u></p>	

新	旧
<p><u>定ならびに付則第3条、第4条および第9条の規定 平成30年10月1日</u></p> <p><u>(2) 第1条中品川区特別区税条例第10条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）および同条例第23条第1項の改正規定ならびに同条例付則第11条第3項の改正規定ならびに次条第1項の規定 平成31年1月1日</u></p> <p><u>(3) 第2条 平成31年10月1日</u></p> <p><u>(4) 第3条ならびに付則第5条および第6条の規定 平成32年10月1日</u></p> <p><u>(5) 第1条中品川区特別区税条例第10条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）ならびに同条例第17条および第19条の改正規定ならびに次条第2項の規定 平成33年1月1日</u></p> <p><u>(6) 第4条ならびに付則第7条および第8条の規定 平成33年10月1日</u></p> <p><u>(7) 第5条の規定 平成34年10月1日</u></p> <p><u>（区民税に関する経過措置）</u></p> <p><u>第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の品川区特別区税条例の規定中特別区民税（以下「区民税」という。）に関する部分は、平成31年度以後の年度分の区民税について適用し、平成30年度分までの区民税については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>2 前条第5号に掲げる規定による改正後の品川区特別区税条例の規定中区民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の区民税について適用し、平成32年度分までの区民税については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>（特別区たばこ税に関する経過措置）</u></p> <p><u>第3条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第1項に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった特別区たばこ税については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>（手持品課税に係る特別区たばこ税）</u></p> <p><u>第4条 平成30年10月1日前に地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等（同法第469条第1項第1号および第2号に規定する売渡しを除く。付則第6条第1項および第8条第1項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（品川区特別区税条例の一部を改正する条例（平成27年品川区条例第38号）付則第4条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項および第5項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（付則第1条第1号に掲げる規定による改正後の品川区特別</u></p>	

新	旧			
<p><u>区税条例（第4項および第5項において「30年新条例」という。）第47条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。付則第6条第1項および第8条第1項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には品川区（以下「区」という。）の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所または小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに区長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</u></p> <p><u>4 第1項の規定により特別区たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第51条の3第4項および第5項、第52条ならびに第53条の2の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="165 1236 1057 1428"> <tr> <td data-bbox="165 1236 465 1428">第51条の3第4項</td> <td data-bbox="465 1236 766 1428">施行規則第34号の2様式または第34号の2の2様式</td> <td data-bbox="766 1236 1057 1428">地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式</td> </tr> </table>	第51条の3第4項	施行規則第34号の2様式または第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式	
第51条の3第4項	施行規則第34号の2様式または第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式		

新			旧
第51条の3第5項	第1項または第2項	品川区特別区税条例の一部を改正する条例（平成30年品川区条例第 号。以下この節において「平成30年改正条例」という。）付則第4条第3項	
第52条第2項	法第473条第1項または第2項	平成30年改正条例付則第4条第3項	
第53条の2第1項	第51条の3第1項または第2項	平成30年改正条例付則第4条第2項	
	当該各項	同項	
<p>5. <u>30年新条例第51条の4の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により特別区たばこ税を課された、または課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5または第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除または還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により特別区たばこ税が課された、または課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</u></p> <p><u>（特別区たばこ税に関する経過措置）</u></p> <p>第5条 <u>別段の定めがあるものを除き、付則第1条第4号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった特別区たばこ税については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>（手持品課税に係る特別区たばこ税）</u></p> <p>第6条 <u>平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出</u></p>			

新	旧						
<p><u>したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所または小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。付則第8条第2項において、「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに区長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</u></p> <p><u>4 第1項の規定により特別区たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の品川区特別区税条例（以下この項および次項において「32年新条例」という。）第51条の3第4項および第5項、第52条ならびに第53条の2の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>							
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="163 1010 465 1201">第51条の3第4項</td> <td data-bbox="465 1010 768 1201">施行規則第34号の2様式または第34号の2の2様式</td> <td data-bbox="768 1010 1055 1201">地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1201 465 1423">第51条の3第5項</td> <td data-bbox="465 1201 768 1423">第1項または第2項</td> <td data-bbox="768 1201 1055 1423">品川区特別区税条例の一部を改正する条例。平成30年品川区条例第 号（以下この節において「平成30年改正条例」と</td> </tr> </table>	第51条の3第4項	施行規則第34号の2様式または第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式	第51条の3第5項	第1項または第2項	品川区特別区税条例の一部を改正する条例。平成30年品川区条例第 号（以下この節において「平成30年改正条例」と	
第51条の3第4項	施行規則第34号の2様式または第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式					
第51条の3第5項	第1項または第2項	品川区特別区税条例の一部を改正する条例。平成30年品川区条例第 号（以下この節において「平成30年改正条例」と					

新			旧
		いう。) 付則第6条第3項	
第52条第2項	法第473条第1項 または第2項	平成30年改正条例付 則第6条第3項	
第53条の2第1項	第51条の3第1項ま たは第2項	平成30年改正条例付 則第6条第2項	
	当該各項	同項	
<p>5 <u>32年新条例第51条の4の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により特別区たばこ税を課された、または課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5または第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除または還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により特別区たばこ税が課された、または課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</u></p> <p><u>(特別区たばこ税に関する経過措置)</u></p> <p>第7条 <u>別段の定めがあるものを除き、付則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった特別区たばこ税については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(手持品課税に係る特別区たばこ税)</u></p> <p>第8条 <u>平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区</u></p>			

新		旧															
<p><u>たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所または小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに区長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</u></p> <p><u>4 第1項の規定により特別区たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の品川区特別区税条例（以下この項および次項において「33年新条例」という。）第51条の3第4項および第5項、第52条ならびに第53条の2の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;"><u>第51条の3第4項</u></td> <td style="width: 30%; padding: 5px;"><u>施行規則第34号の2様式または第34号の2の2様式</u></td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"><u>地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>第51条の3第5項</u></td> <td style="padding: 5px;"><u>第1項または第2項</u></td> <td style="padding: 5px;"><u>品川区特別区税条例の一部を改正する条例（平成30年品川区条例第 号。以下この節において「平成30年改正条例」という。）付則第8条第3項</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>第52条第2項</u></td> <td style="padding: 5px;"><u>法第473条第1項または第2項</u></td> <td style="padding: 5px;"><u>平成30年改正条例付則第8条第3項</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>第53条の2第1項</u></td> <td style="padding: 5px;"><u>第51条の3第1項または第2項</u></td> <td style="padding: 5px;"><u>平成30年改正条例付則第8条第2項</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;"><u>当該各項</u></td> <td style="padding: 5px;"><u>同項</u></td> </tr> </table>			<u>第51条の3第4項</u>	<u>施行規則第34号の2様式または第34号の2の2様式</u>	<u>地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式</u>	<u>第51条の3第5項</u>	<u>第1項または第2項</u>	<u>品川区特別区税条例の一部を改正する条例（平成30年品川区条例第 号。以下この節において「平成30年改正条例」という。）付則第8条第3項</u>	<u>第52条第2項</u>	<u>法第473条第1項または第2項</u>	<u>平成30年改正条例付則第8条第3項</u>	<u>第53条の2第1項</u>	<u>第51条の3第1項または第2項</u>	<u>平成30年改正条例付則第8条第2項</u>		<u>当該各項</u>	<u>同項</u>
<u>第51条の3第4項</u>	<u>施行規則第34号の2様式または第34号の2の2様式</u>	<u>地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式</u>															
<u>第51条の3第5項</u>	<u>第1項または第2項</u>	<u>品川区特別区税条例の一部を改正する条例（平成30年品川区条例第 号。以下この節において「平成30年改正条例」という。）付則第8条第3項</u>															
<u>第52条第2項</u>	<u>法第473条第1項または第2項</u>	<u>平成30年改正条例付則第8条第3項</u>															
<u>第53条の2第1項</u>	<u>第51条の3第1項または第2項</u>	<u>平成30年改正条例付則第8条第2項</u>															
	<u>当該各項</u>	<u>同項</u>															
<p><u>5 33年新条例第51条の4の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由</u></p>																	

新	旧
<p><u>により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により特別区たばこ税を課された、または課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5または第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除または還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により特別区たばこ税が課された、または課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</u></p> <p><u>(品川区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正)</u></p> <p><u>第9条 品川区特別区税条例の一部を改正する条例（平成27年品川区条例第38号）の一部を次のように改正する。</u></p> <p><u>付則第4条第2項各号列記以外の部分中「新条例」を「品川区特別区税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第47条第1項」を「品川区特別区税条例第47条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。</u></p> <p><u>(品川区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正)</u></p> <p><u>第10条 品川区特別区税条例の一部を改正する条例（平成29年品川区条例第28号）の一部を次のように改正する。</u></p> <p><u>第1条のうち付則第5条の次に5条を加える改正規定中</u></p> <p><u>「（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）</u></p> <p><u>第5条の3 区長は、当分の間、第37条の9の規定にかかわらず、東京都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして区長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。」</u></p>	

新	旧
<p>「 <u>（軽自動車税の環境性能割の非課税および減免の特例）</u> <u>第5条の3</u> 当分の間、軽自動車税の環境性能割において地方税法第445条第2項の規定の適用を受けるべき軽自動車は、第37条の3の規定にかかわらず、東京都が同法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして区長が定める三輪以上の軽自動車とする。 <u>2</u> 区長は、当分の間、第37条の9の規定にかかわらず、東京都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして区長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、東京都における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する」 <u>改める。</u></p>	<p>に</p>